



## グラントソントン致同 Japan Desk News Flash

### 2018 年第 6 号

#### 今回のテーマ：環境保護税

2016 年 12 月 25 日に、『中華人民共和国環境保護税法』が、第 12 期全国人民代表大会常務委員会第 25 回会議にて可決され、2018 年 1 月 1 日から施行されている。また、同法の実施細則として、『中華人民共和国環境保護税法実施条例』が同じく 2018 年 1 月 1 日より施行されている。

#### 主な内容

|                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 納税者                                                  | 中華人民共和国の領域及び中華人民共和国が管轄するその他の海域において、直接に課税汚染物を環境に排出する企業・事業単位及びその他の生産経営者                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 課税汚染物                                                | 「環境保護税税目税額表」と「納税汚染物と当量値表」に定めた大気汚染物、水汚染物、固体廃棄物及び騒音。                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 課税項目と税額基準                                            | ① 大気汚染物：汚染当量数×適用税額（1.2～12 元）<br>② 水汚染物：汚染当量数×適用税額（1.4～14 元）<br>③ 固形廃棄物：固形廃棄物排出量(トン)×適用税額（5～25 元、危険廃棄物の場合 1000 元）<br>④ 騒音：国の定める標準を上回るデシベル値に対応する適用税額（350 元～11,200 元/月）                                                                                                                                                                                |
| 汚染物を直接排出したものとみなされない状況<br><br>（その汚染物に対する環境保護税を徴収しない。） | <p>企業・事業単位及びその他の生産経営者が法により設立した污水集中処理場、生活ゴミ集中処理場所に課税汚染物を排出する場合（ただし、排出標準を超えて課税汚染物を排出する場合を除く）。</p> <p>（所定の污水集中処理場とは、一般社会に生活污水处理サービスを提供する場所を指す。これには、工業団地、開発区等の工業集約区域内の企業・事業者やその他の生産経営者に污水处理サービスを提供する場所および企業・事業者やその他の生産経営者が自ら設けて自ら使用する污水处理場を含まないものとする。）</p> <p>企業・事業単位及びその他の生産経営者が国家および地方環境保護標準に合致する施設、場所に固体廃棄物を貯蔵もしくは処分する場合（ただし、環境保護標準に合致しない場合を除く）。</p> |
| 減免税                                                  | （1）農業生産（大規模養殖を含まない）が課税汚染物を排出する場合。<br>（2）自動車、鉄道機関車、非道路移動機械、船舶および航空機等の流動汚染源が課税汚染物を排出する場合。<br>（3）法により設立された都市・農村污水集中処理、生活ゴミ集中処理場所が相応する課税汚染物を排出し、国および地方が規定する排出標準を超えない場合。<br>（4）納税人が固体廃棄物を総合利用し、国および地方の環境保護標準に合致する場合。<br>（5）国務院が免税を批准するその他の状況。                                                                                                            |

|                  |                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>納税義務の発生時期</b> | 課税汚染物を排出する当日。                                                                                                                                                                                                                      |
| <b>納税地</b>       | 納税人は課税汚染物排出地の税務機関に環境保護税を申告・納付しなければならない。<br><br>徴収金額は地方政府に属するとし、地方税務局が徴収する。                                                                                                                                                         |
| <b>申告期限</b>      | 環境保護税は月ごとに計算し、四半期ごとに申告・納付する。<br>固定期限に基づき計算・納付できない場合、1 回ごとに申告・納付する。<br><br>納税人が四半期ごとに申告・納付する場合、四半期終了の日から 15 日以内に、税務機関に納税申告を行い、合わせて税金を納付しなければならない。<br><br>納税人が 1 回ごとに申告・納付する場合、納税義務が発生する日から 15 日以内に、税務機関に納税申告を行い、合わせて税金を納付しなければならない。 |

### お見逃しなく

- 納税者が自ら取得した監視測定データは汚染物の税額計算の根拠として認められるか。

納税者が自ら汚染物の監視測定を行い取得した監視測定データが、国の関連規定および監視測定基準に適合している場合、監視測定機関が発行する監視測定データとして認められる。

- 納税者の申告したデータと環境保護の所管機関の提出したデータに不一致が発生する場合、どのような処理を行うべきか。

納税者の申告した汚染物の排出データと環境保護の所管機関より提供されたデータに不一致が発生する場合は、環境保護の所管機関が提供したデータに基づき課税汚染物の税額計算の根拠を確定する。

- 減免税措置を適用する納税人は、税務局に行き減免税の備案手続きを行う必要があるか。

環境保護税の減免税措置は「備案類」の減免税に分類される。減免税措置を適用する納税人は、納税申告書の記入により備案手続きを行い、減免税の備案手続きを行う必要がある。納税人は関連する証明資料を保存しておく必要がある。

以上

© 2018 致同会計事務所（特殊普通パートナーシップ）。版權所有。



「Grant Thornton致同」とは、Grant Thorntonメンバー事務所が監査、税務及びコンサルティングサービスを提供する際に使用するブランドであり、文脈によりひとつまたは複数のメンバーファームを指します。  
致同会計事務所（特殊普通パートナーシップ）はGrant Thornton International Ltd（GTIL, 致同国際）のメンバーファームです。GTIL（致同国際）及び各メンバーファームはグローバルパートナーシップ関係ではありません。GTIL（致同国際）及び各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。サービスは各メンバーファームより提供します。GTIL（致同国際）はクライアントにサービス提供を行いません。GTIL（致同国際）及び各メンバーファームは代理関係になく、お互いに義務も存在せず、互いの行動または不作為に対しても責任を負いません。  
当該速報に含まれる情報は参考の用にのみ使用されます。当該速報の情報に基づき採用したあるいは採用しない行動による直接、間接または偶発的な損失に対して、致同（Grant Thornton）は一切の責任を負いません。